

滋賀県渋滞対策協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「滋賀県渋滞対策協議会」（以下「本協議会」）という。

（目的）

第2条 本協議会は、関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推進を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 本協議会は、本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。

- （1）主要な渋滞箇所の特定
- （2）特定された渋滞箇所の対策検討
- （3）その他、本協議会の目的達成に必要な事項

（構成）

第4条 本協議会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

本協議会は、第3条の各号に定める事項について検討するためのワーキンググループを設ける。

（役員）

第5条 本協議会に次の役員を置く。

会長 1名

ワーキンググループに次の役員を置く。

座長 1名

第6条 会長は、本協議会を代表し会務を総括する。

会長は、「国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長」をもってその職務にあたる。

座長は、ワーキンググループを代表し会務を統括する。

座長は、国土交通省滋賀国道事務所副所長（技）とする。

（会議）

第7条 本協議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

ワーキンググループは、必要に応じ座長が協議会の構成機関及び基礎自治体等から、関係する機関を招集する。

（事務局）

第8条 本協議会の事務局は、「滋賀国道事務所調査課」と「滋賀県道路課」に置く。

（その他）

第9条 本規約に定めのない場合は、協議会の決定による。

会長は必要に応じて、本会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（施行）

第10条 本規約は、平成13年 3月27日に施行する。
本規約は、平成17年11月18日に改正する。
本規約は、平成18年11月 7日に改正する。
本規約は、平成21年 8月27日に改正する。
本規約は、平成24年 7月17日に改正する。
本規約は、平成25年11月〇〇日に改正する。

滋賀県渋滞対策協議会

(委員)

国土交通省 近畿地方整備局	滋賀国道事務所長	(会長)
国土交通省 近畿地方整備局	道路計画第二課長	
滋賀県 土木交通部	道路課長	
滋賀県 土木交通部	都市計画課長	
滋賀県警察本部	交通規制課長	
国土交通省 近畿運輸局	滋賀運輸支局長	
滋賀県道路公社	理事	
西日本高速道路(株)関西支社保全サービス事業部	交通計画課長	
中日本高速道路(株)名古屋支社	彦根保全・サービスセンター所長	
(社) 滋賀県トラック協会	専務理事	
(社) びわこビジターズビューロー	専務理事	
滋賀経済同友会	事務局長	
中小企業団体中央会	専務理事	

(事務局)

国土交通省 近畿地方整備局	滋賀国道事務所	調査課
滋賀県 土木交通部		道路課